

平成24年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成24年2月15日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

平成24年2月15日（水曜日）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第1号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第2号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について
- 日程第11 議案第7号 平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第13 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定から
- 日程第13 後期高齢者医療制度に関する請願まで

出席議員（29名）

1 番	山 本 宏 一 君	2 番	奥 山 昭 博 君
3 番	出 口 茂 治 君	4 番	土 井 裕 美 子 君
5 番	西 口 正 助 君	6 番	平 井 俊 哉 君
7 番	佐 井 昭 子 君	8 番	福 田 讓 君
9 番	寺 西 健 次 君	1 1 番	小 椋 孝 一 君
1 2 番	大 原 清 明 君	1 3 番	森 本 健 之 君
1 5 番	由 良 祥 治 君	1 6 番	中 谷 智 代 治 君
1 7 番	楠 部 重 計 君	1 8 番	高 垣 典 生 君
1 9 番	金 崎 昭 仁 君	2 0 番	上 野 諭 君
2 1 番	藤 本 良 昭 君	2 2 番	小 川 猛 君
2 3 番	原 孝 文 君	2 4 番	西 尾 智 朗 君
2 5 番	奥 田 誠 君	2 6 番	岡 本 克 敏 君
2 7 番	森 本 隆 夫 君	2 8 番	塩 崎 伸 一 君
2 9 番	佃 奈 津 代 君	3 0 番	久 保 隆 俊 君
3 1 番	川 勝 昇 君		

欠席議員（2名）

1 0 番	上 野 耕 志 君	1 4 番	所 順 子 君
-------	-----------	-------	---------

説明のための出席者

広域連合長	中 村 慎 司 君	副広域連合長	木 下 善 之 君
副広域連合長	奥 田 貢 君	副広域連合長	中 山 正 隆 君
事務局長	小 川 隆 生 君	総務課長	久 留 米 啓 史 君
業務課長	栗 林 哲 夫 君	業務課主幹	橋 本 勝 志 君
総務課長補佐	宗 浩 二 君	業務課長補佐	椎 木 宏 修 君
業務課長補佐	桑 原 伸 浩 君	業務課長補佐	池 本 收 児 君

事務局職員出席者

書記長 北川 雅 祥

書記 五 島 隆 成

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから平成24年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に太地町の塩崎伸一君、広川町の中谷智代治君、有田市の西口正助君、紀の川市の寺西健次君、北山村の久保隆俊君が選出されました。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため、発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、中村慎司君。

〔広域連合長 中村慎司君 登壇〕

○広域連合長 こんにちは。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年は穏やかな1年の始まりとなり、安堵しているところでございます。昨年を振り返ってみますと、災害が多かった1年でありました。1月末から、和歌山県を含めて全国各地で広まった高病原性鳥インフルエンザ、3月11日の東日本大震災、それに伴う福島第一原子力発電所事故、それから9月初めには台風12号による集中豪雨により、紀伊半島に甚大な被害をもたらしました。梅の花の開花だよりも聞こえてくる今日この頃でございますが、今年こそはこうした災害のない良い1年であってほしいと願っておるところであります。

さて、政権交代してから2年半、後期高齢者医療制度は廃止するとされ、新しい制度への取り組みがなされてきましたが、後期高齢者医療制度の先行きについては、まだ現行制度の移行時期など、見えてこないところでございます。現在のところ、1月6日に政府・与党社会保障改革本部で決定した「社会保障・税一体改革素案」の中で、後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、廃止に向けた見直しを行うこととなっております。

こうした方向性の中で、後期高齢者医療制度は「国保」と「被用者保険」に移行され、市町村国保については、財政運営を都道府県単位化するとされていますが、この意向内容については、まだ関係者の理解を得られておらず、議論が行われておるところであります。

国民皆保険制度が成立して半世紀となる今、社会・経済情勢の変化とともに医療保険制度も随分様変わりをしてまいりましたが、将来にわたって安定した運営を図り、医療保険制度全体を包含した中で、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組みをつくっていかねばなりません。そのためには、国の責任のもとに改革を行い、あるべき制度を構築されるよう強く望むものであります。今後とも議員の皆様には、後期高齢者医療制度が被保険者の皆様のご理解を得ながら、安心して、しかも利用していただきやすい制度に生まれ変わっていくようお力添えをお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、平成23年度補正関係といたしまして、広域連合長専決処分の報告・承認事項、一般会計及び特別会計補正予算の諸議案を提出しております。

また、平成24年度当初関係といたしまして、一般会計予算案、特別会計予算案を始め、条例の改正などの諸議案を提出いたしております。

議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、招集のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、13番森本健之君及び25番奥田誠君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成24年2月1日付、和広第213号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案は、お手元に配付いたしております。

次に、平成23年8月19日付、和広監第7号、同年9月22日付、和広監第8号、同年10月25日付、和広監第9号、同年11月22日付、和広監第10号、同年12月20日付、和広監第11号、平成24年1月19日付、和広監第12号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しは、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

○議長 次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中村慎司君。

[広域連合長 中村慎司君 登壇]

○広域連合長 提案理由の説明を申し上げたいと思います。上程されました承認第1号につきましては、その概要説明を申し上げます。

承認関係につきましては、人事院勧告に伴う広域連合職員の給与等に関する条例の一部改正を専決処分いたしております。詳細につきましては事務局長から説明をいたさせますので、議員の皆様におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、小川隆生君。

○事務局長 承認第1号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

広域連合長専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

承認第1号は、平成23年9月30日の人事院勧告に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正するもので、民間給与を上回るマイナス格差を解消するため、行政職給料表において月例給の引き下げ改定を行うとともに、実施時期等の所要の改正を行うもので、平成23年12月1日からの施行となることから、11月30日付で広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

23番、原孝文君。

○原議員 確認であります。この給与改定の議案であります。人事院勧告の完全実施ということですか。県職のほうはちょっと違った内容になっているということですが、遡及措置なり、また減給措置の廃止などが人勧等に含まれているということで解釈してよろしいですか。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えします。

人事院勧告が完全実施かというご質問でございますが、完全実施でございます。今回の改定は、民間給与とのマイナス格差、0.23%のマイナスを解消するために、50歳代を中心に中高年齢層が受ける給料月額に限定した引き下げでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいか。

そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

はい、23番、原孝文君。

○原議員 反対討論になりますが、よろしいですか。

連合の職員というのは、各市町村からの出向であって、直接この給料表に係るものではないと私、解釈しているんですけども、今回のこの給与改定、各市町村でも同じような議案が出されて可決をしております。この点については、私どもは民間に合わせるということで、公務員給与をどんどん削っていくことということは、これは民間のほうも公務員に合わせるということで削ると、こういう悪循環になっているのではないかなと、このように思っております。今、日本の経済がこれだけ落ち込んでおり、個人の消費を伸ばすということを考えれば、日本の国の将来のためにも、給与というのはこんな状況をずっと続けていて、ええもんかどうかというのは、これは問題だろうかとは考えております。よって、この給与改定案には反対をしないと、このように思います。

以上です。

○議長 今の討論に対し、意見はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 なしと認めます。

これより、承認第1号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第6、議案第2号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中村慎司君。

[広域連合長 中村慎司君 登壇]

○広域連合長 それでは、議案第1号、議案第2号について説明をさせていただきます。

平成23年度補正予算関係でございます。

一般会計におきましては6億8,969万6,000円、特別会計におきましては2億9,127万6,000円をそれぞれ増額いたしております。

一般会計におきましては、歳入において国の保険料軽減策の実施等に伴う財源補填として国庫補助金を増額するほか、広報活動費としての基金繰入などの増額を行う一方、国県負担金などの減額補正を行っております。

歳出では、人件費、事務費の精算や、保険料軽減策実施に伴う財源の基金積立金のほか、特別会計への繰出金の補正を行っております。

また、特別会計におきましては、平成22年度に保険給付費等の財源として受け入れた市町村負担金、国庫支出金の精算に伴う返還金等を計上するとともに、歳入におきましても、その財源、実績見込み等に伴う国県支出金などの補正を行っております。

以上、提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、詳細については事務局長から説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、小川隆生君。

○事務局長 それでは、議案第1号・議案第2号を一括してご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

議案第1号は平成23年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ6億8,969万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億8,768万9,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、12・13ページに「第1表歳入歳出予算補正」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入・歳出事項別明細書」により、目ごとにご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

歳入でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、28万8,000円の減額は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課の確定に伴う補正でございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金6億8,080万3,000円の増額は、保険料軽減策の継続実施に伴う平成24年度保険料減額分の財源補填として受け入れるものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金28万8,000円の減額は、保険料不均一賦課の確定に伴う補正でございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金62万6,000円の減額は、保険料軽減策の補填財源等として国から交付を受け、積み立てている後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る利子の確定による補正でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金500万円の増額は、保険料改定を含め、後期高齢者医療制度の広報周知の財源として繰り入れるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金509万円の増額は、療養費支給適正化に向けての事務所改装等一般管理費の財源として補正するものでございます。

第7款諸収入、第2項雑入、第1目雑入5,000円の増額は、臨時職員雇用に伴うものでございます。

16ページをお開き願います。

続きまして歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費509万5,000円の増額補正は、療養費支給の適正化に向けての諸経費及び派遣職員の人件費、事務費の精算によるものでございます。

主なものとして、19節負担金補助及び交付金のうち、375万9,000円は療養費支給の適正化

に向けての事務所改装経費等で、18節備品購入費205万8,000円はそれに伴う備品の購入でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費6億7,960万1,000円の増額は、基金原資の運用利子を含め、平成24年度の保険料軽減策実施の補填財源として交付を受ける国庫補助金を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるとともに、保険料不均一賦課に伴う財源補填の繰出金の確定による補正でございます。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金500万円の増額は、保険料改定を含め、後期高齢者医療制度の広報周知に伴う特別会計への繰出金でございます。

18ページをお開き願います。

続きまして、議案第2号、平成23年度特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ2億9,127万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,251億2,698万2,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、19・20ページに「第1表歳入歳出予算補正」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入・歳出事項別明細書」により、目ごとにご説明いたします。

21ページをお願いします。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金3,066万2,000円の減額は、東日本大震災、台風12号で被災された方の保険料の減免、前年度療養給付費負担分の精算及び均等割保険料の法定軽減措置の補填財源額の確定に伴う補正でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金1億7,299万7,000円の増額及び第2目高額医療費負担金2,116万円の増額は、前年度負担分の精算に伴う補正でございます。

第2項国庫補助金、第3目調整交付金10億5,774万4,000円の増額は、実績見込みに伴う普通調整交付金及び市町村で実施する人間ドック助成費用の確定に伴う特別調整交付金の補正でございます。

第4目保険者機能強化事業費補助金547万4,000円の増額は、後発医薬品の普及・使用促進費用、市町村で実施する保険料収納対策事業費、和歌山県後期高齢者医療制度懇話会設置経費の交付決定に伴う補正でございます。

第5目災害臨時特例補助金20万4,000円の増額は、東日本大震災で被災された方の保険料、

一部負担金の減免の財源補填に伴う補正でございます。

22ページをお開き願います。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金5,525万5,000円の増額及び第2目高額医療費負担金2,116万円の増額は、前年度負担分の精算に伴う補正でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金57万6,000円の減額は、保険料不均一賦課負担金の確定に伴う補正で、第2目その他一般会計繰入金500万円の増額は、後期高齢者医療制度臨時特例基金を使用して、保険料改定を含め後期高齢者医療制度の広報周知のための一般会計からの繰入金でございます。

第3目基金繰入金10億2,126万9,000円の減額補正は、後期高齢者医療給付費準備基金の財源確定に伴うものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金478万9,000円の増額は、レセプト点検・画像処理業務等一般管理費の財源として受け入れるものでございます。

23ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2億8,766万2,000円の増額は、保険給付費等の一般財源として受け入れた国庫負担金等の精算に伴う返還金、保険料改定等後期高齢者医療制度の広報周知費用、医療費適正化を図るための療養費支給申請書の画像処理の追加分及び和歌山県後期高齢者医療制度懇話会設置経費によるものでございます。

なお、返還金2億7,530万9,000円の内訳は、国庫への返還金815万9,000円、市町村への返還金2億6,715万円でございます。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費291万円の増額は、国庫補助を受けて市町村で実施する保険料収納対策事業への補助金の補正でございます。

24ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第4項その他医療費、第1目その他医療費719万6,000円の増額は、東日本大震災、台風12号で被災された方の一部負担金等の減免に伴う補正でございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金411万4,000円の増額は、事業実績見込みによる補正でございます。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1,060万6,000円の減額は、市町村で実施する人間ドック受診への助成対象事業費の確定に伴う補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第5、議案第1号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

23番、原孝文君。

○原議員 16ページの歳出にあります一般管理費の中で、顧問弁護士の委託料17万9,000円増額しています。これは先ほど全員協議会の中で説明のあった案件とのかかわりだと思うんですけども、その件も含めてこの増額理由を再度説明願いたいと、このように思います。

それから、その下の事務所の改装経費負担金とありますけれども、この件についても詳細説明を願いたいと、このように思います。

以上です。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えします。

まず、顧問弁護士の委託料についてですが、これにつきましては今回訴訟の件が出てくる可能性がございまして、その分の費用を増額させていただいた次第でございます。

それともう一つ、事務所の改装経費についてですけれども、先ほど原議員が申されましたとおり、療養費の支給の画像処理をするための委託に関係して改装をしたことが主な原因でございます。

以上でございます。

○議長 質問者、よろしいですか。

はい、原孝文君。

○原議員 その顧問弁護士の委託料、訴訟が起こる可能性があるからということでの補正やということではありますが、それはこの鍼灸の不正請求との関連ということでありましょうが、それはこちらから訴訟をする可能性があるということでもありますかね。相手方からということは余り考えられないと思いますので、そこら辺もちょっと伺っておきたいと思います。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えします。

うちのほうというか、後期高齢者医療広域連合のほうから告発という形になる分ござ

います。

以上でございます。

○議長 よろしいか。

そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて」までの3件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中村慎司君。

〔広域連合長 中村慎司君 登壇〕

○広域連合長 ただいま上程されました議案第3号から5号までにつきまして、条例関係でございますが、ご説明をさせていただきます。

議案第3号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、平成24年度及び25年度の保険料率等を定めるとともに、保険料の賦課限度額、保険料の負担軽減措置の延長等、所要の改正を行うものでございます。保険料率の改定については、和歌山県のご支援をいただくなど、私ども広域連合の財源を最大限に投入させていただいた結果をお諮りするものでございます。

議案第4号、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正については、保険料負担軽減措置の実施継続に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号、広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、嘱託職員の雇用に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、小川隆生君。

○事務局長 議案第3号から議案第5号までを一括してご説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

議案第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づき、平成24年度及び25年度の保険料等を定めるとともに、保険料の賦課限度額、保険料の負担軽減措置の延長等に関し、所要の改正を行うものでございます。

まず、平成24・25年度に係る保険料率等の改定でございます。

28ページ、新旧対照表をごらんください。

均一地域におきまして、第8条で所得割率を100分の7.91から100分の8.28に、第9条で均等割額を4万2,649円から4万3,271円に改めるものでございます。

特別市町村区域となりますみなべ町及び上富田町は、30ページの別表のとおり規定し

ております。

みなべ町は従前と比較いたしますと、所得割率を100分の7.22から100分の7.92に、均等割額を3万8,901円から4万1,372円に、上富田町は所得割率を100分の7.27から100分の7.95に、均等割額を3万9,191円から4万1,519円に改めるものでございます。

28ページにお戻り願います。

また、第12条及び附則第5条第1項第8号は、それぞれ均一地域、特別地域におきまして、賦課限度額を50万円から55万円に改めるものでございます。

続きまして、附則第20条から第22条まででございますが、これは平成24年度においても、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の規定を受け、同法施行令第18条において規定する減額賦課に加え、国において平成23年度と同様の保険料軽減措置が継続実施されることに伴い、この2条を加え、附則第20条で平成24年度を対象期間とするとともに、附則第21条において被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の9割軽減を、附則第22条において所得の低い方の均等割額の8.5割軽減を規定するものでございます。

31ページをお願いします。

議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号でご説明をさせていただきました保険料軽減措置の継続に伴い、基金の取り崩し要件について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、改正前と比較をいただければと思いますので、33ページ、新旧対照表をごらんください。

第6条第1号において、対象となる被扶養者を規定する条例改正に伴う附則の条の追加及び文言調整を行うとともに、第6号において、対象となる所得の低い方を規定する条例改正に伴う附則の条の追加及び文言の調整を行うものでございます。

次に、34ページをお開き願います。

議案第5号、和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容は、平成24年度から嘱託職員を採用することに伴い、その他の報酬額の支払い方法に、月額による方法を追加するための所要の改正でございます。

以上で条例改正の説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている3件のうち、まず日程第7、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

23番、原孝文君。

○原議員 少し、何点かお聞きしたいと思うんですけれども、まず1点目として、今回のこの24年度、25年度分の医療費の総額とか、またこの保険料を出す根拠となるいろんな推計、医療給付費の推計、また被保険者数の推計、これはこの間、各郡を回られて、私ども今回の保険料の改定についての説明をいただいているわけなんですけれども、その資料の中には、総医療費及び医療給付費の実績ということで、平成20年度、21年度、22年度と、23年度はまだ途中ですので、この3年間の推計、実績が載っています。その実績と、前回2年前に22年度、23年度の保険料の改定のお話をするときに示された改定資料というのを私持っているんですけれども、この資料の中に推計がされているんですね。つまり、22年度はこのぐらいの額が要ります、被用者保険者数がこれだけですよというような推計を大体しているんです。それに基づいて、要するに保険料総額についても決めているということなんですけれども、前回の改定時の試算というのか、推計と、実際22年度、23年度はどうだったのかということについての分析、これはどうなっているのかと伺いたいと思うんです。

私、この資料と今回いただいたこの資料をちょっと見比べた結果、一人当たりの給付費というのはかなり、2年前にした推計より実績のほうが下回っているということが言えると思います。また、被用者保険者数についても、2年前の推計より実際は各年度で約1,000人ほどですか、少なく済んでいるというような格好になっています。

だから、今回の改定のについても、24年度、25年度はどうなるであろうという推計をしていると思うんですけれども、この推計はどうであるのかというところで、22年度、23年度の分の推計と実際を見る限り、またまた誤差があるんじゃないかなという、私、懸念を持っているんです。だから、2年前の推計と実際の実績、これに基づいて今回はどのような格好で24年度、25年度を推計したのかと。ちょっと難しい質問であるんですが、お答え願いたいと、このように思います。

それと、今回は2.77%の保険料の値上げということになるわけなんですけれども、現行どおり、前回2年前は据え置いたんですね。今回も据え置くとしたら、一体あと幾ら要るんだろうと。今回、抑制のために24億5,894万1,000円を財源投入するということでありますけれ

ども、これでもって足らんから、2.77%上げるということでもありますけれども、あとどのぐらいこの2.77%分で要るのかということですね。私の試算では、あと6億円ぐらいでいいんじゃないかなと思うんですけどもね。このことについて、大体金額的な問題、幾らということでお示し願いたいと思います。

それから3つ目には、これから2年後もこの制度が続くと予想されるということでもあります。だから、保険料抑制財源を担保にしておくという考え方をされたということですね。それは県が設置する財政安定化基金、これの半分を今回使って、あと半分で2年後の改定の担保にしておくというようなことでもありますけれども、次回、その2年後の分はなぜ置いておかなあかんのかということがよくわからんです。国の取りまとめにおいても、今の方向を見ますと、26年度からは何とかやるやろうと、新しい制度になるやろうということでもありますけれども、実質、文章づらは25年3月から実施するとしているんですね。ところが、26年、27年度分の値上げの分までなぜ担保しておかなあかんのかというのがよくわからないところでもありますので、説明を願いたいと思います。

それとあと1点、この保険料の改定の試算というんですか、その基礎になるもの、幾つかの指標があります。例えば、被保険者の伸び率とか、所得の伸び率、所得係数、賦課割合、賦課割合は変わっていないようですけども、ここの諸係数、これが前回の改定時と比較して、県の場合どうなっているのか、そこのところもお示し願いたいと、このように思います。

事務局長、わかりますか。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えいたします。

4点ほどございましたが、まず医療費の推計がどのようになっているかというご質問でございます。現在、今ちょっと資料がございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、医療費の伸びにつきましては、原議員がご指摘いただいたとおり、伸びが鈍化したように考えられます。その点につきましては、今後も保険料改定時の参考にしななければならないんですけども、ただ、国からの計算方式に基づいて行っている関係上、この数字を使っていかなざるを得ないというのが現状でございます。

続きまして、据え置きにするには6億円ぐらいではないかと。今回の保険料改定についてですが、そういうご質問ですが、約6億円でございます。ただ、この部分につきましては、今後、原議員さんがご質問されている点につきましては、県の財政安定化基金等をそれで取

り崩したらどうかというようなご意見だとは思いますが、今後、その部分については、これは次の質問にあります2年後のことをどうして考えなければいけないかというご質問にも関係してくるかとは思いますが、県のほうである程度の金額を置いておかなければ、2年後の状況がどういう状況になるかということがわからないということがまずございます。確かに廃止になって別の制度に変わってしまうというようなことになれば、要らないわけですが、そういうことにはならないかということで、もし見直し等によって何かの形で残った場合に、2年後の額についても必要となってくることから、こうした形の残を残す。それからもちろん、この財政安定化基金の本来の趣旨でございます、医療費が不足したときにその分の補填をするための基金の取り崩しということもございまして、全額を取り崩すということができなかったというようなこともございます。

次に、所得の伸びをどのように考えているかというご質問でございますが、これにつきましては、現在のところ、うちのほうでは確定したものはございませんが、現在のところ、所得のほうは先ほど言われた点については、年金所得者の減等がございまして、伸びるというような考えではございません。

以上でございます。

○議長 よろしいか。

はい、原孝文君。

○原議員 まず推計の問題でありますけれども、この推計が正しいかどうかというのが大きな私は問題やと思うんですね。事務局長おっしゃるように、国の計算方式に基づいてやらなければ仕方がないと。そうなれば、必ず医療費は高く計算されるというような格好に、私、なってくるんじゃないかと思うんですね。そこら間違っていれば正していただいたらいいんですけども、国の計算方式というのは、市町村の国保や介護保険の会計でもいろんな保険料の計算方式があります。大概是推計よりも少なくて済むというのが普通なんですね。この会計もやっぱりそんなふうになっているんじゃないかなと私は思っているんです。そこら、ちょっと答えられたら答えていただきたいと思います。

それから、財政安定化基金のことではありますが、なるほど財政安定化基金の性格そのものは突発的な医療費の伸び等に対応する、この会計そのものを維持するための基金であります。しかし、私、ちょっと今までの決算等を見ますと、これ、毎年3億円ずつぐらいたまっているんじゃないですか。だから、あと2年後にはもう6億またたまっていると、今取り崩したところでね。そういうことが言えるんじゃないかなと思うんですね。もし、そうであるなら

ば、今ゼロにしても、また2年後には6億たまるということが言えるんじゃないかなと思うんですけども、確認でそうやないと、そうやと。このどっちかやと思うんですけども、お答え願えたらと、このように思います。

それから、一番最後に言うたいろんな試算のもとになる係数であります、和歌山県の場合は全国平均から比べて、かなり低い状況にあるなと思うんですね。ただ、被保険者の伸び率とか、こういうものについては国の平均よりかなり上やなと思うんですけども、この件については、後期高齢者の負担率というのが、これは政令で決められているんですね。一番初めは10%だったのが、ことしからは10.51%になると。この国の政令で定めた負担率と先ほど言った被保険者の伸び率、ここの関係が、私、ちょっとよくわからないので、できたら説明をいただけたらと、このように思うんです。

以上です。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えします。

国の計算方式は、療養給付費の場合、高く見積もっているのではないかとというご質問でございますが、この場合はもちろん歳出のほうもそうでございますが、歳入についても療養給付費負担金等でその分を見ていただいておりますので、結果的には、確かに少しは多く見積もられるかもしれませんが、そんなに差が出るような形にはならないと考えております。

続きまして、毎年3億円ずつ財政安定化基金が蓄えられているのではないかとというご質問でございますが、これにつきましては、確かに3億円ございますが、先ほども申しましたとおり、2年後がどういう形になっているかわかりませんので、その部分についてのストックということもございますし、先ほどもまた申しましたが、医療費の伸び等によって取り崩さなければならないというようなこともございまして、こういう形で今回は6億5,000万程度の取り崩しをお願いした次第でございます。

それから、被保険者の増加と医療費の後期高齢者負担率との関係はどうなっているかというご質問でございます。これにつきましては、被保険者が伸びていき、もちろんこれは高齢化に伴うものでございますが、それに反して現役世代の比率が下がってきていると、そういうことになると、この高齢者の部分を若年者層が賄う負担割合がだんだん大きくなっていくということになりますので、その部分の若年者層の負担率の減をしなければならないという部分について、後期高齢者の被保険者の部分で負担が増になってきているということでございます。

以上でございます。

○議長 よろしいか。

そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

原孝文君。

○原議員 議案第3号について、反対の立場で討論をいたしたいと思います。

前回2年前には、この保険料据え置きということだったんですけれども、24年度、25年度分については2.77%のアップということであります。

まず、私の感想であります。高齢者の医療費を削減し、この分野の国の財政支出を抑えよう、そのために高齢者を別扱いしようとの、この制度そのものの不当性というのが年を重ねるごとに明らかになってきているのではないかと考えております。そもそも、この制度はあかんと、今の政府自身が認めて、さきの選挙公約に掲げ、政権交代の大きな要因となった制度であります。速やかに廃止、もとの制度に戻すのが私は筋であると考えているものです。その引き延ばしを図っている自体、許せないことではないかと考えております。

さて、今回の改定内容を見てみたいと思います。私は、先ほどちょっと質疑でもしましたが、一つは医療費総額の推計というのが甘いのではないかと考えております。これは被保険者にとっては辛いということになるかと思えます。特に、一人当たりの給付費は、前回の改定時、21年、22年度の推計と決算を打った実際の額を比べたとき、実際の額のほうがかなり少なく済んでいるということでもあります。21年度は1万536円少なく済んでいる。22年度は1万7,373円少なく済んでいる。また、被保険者の数についても、毎年1,000名ほど多く見積もっていたということだと思います。必然的にこのことから医療費総額の推計は大きくなってきて、実際このことは保険料にも影響してきますので、保険料の値上げを余儀なくされると、こういうことになっていると思うんです。

しかし、実際どうかというと、このことは何で証明されるかということ、単年度の会計を見て見ますと、実質黒字となって多額の繰越金が発生してくるということになっております。私は、この国の試算のあり方、こうなさいよということでこの試算そのものが国の方向として、ここの連合でいらうということならんわけですが、こういう方針というのか、ここに一つのこの制度のからくりというのがあるように思っております。

また、今回の改定は、その甘い推計、被保険者にとっては辛い推計からですが、30

億を超える財源不足となるということで、その分を保険料を値上げせざるを得ないということでもあります。そのうち約24億6,000万円を余剰金や給付金より捻出して、あと約6億円を保険料値上げでカバーしようという提案であります。連合としてはよく頑張ったと思っているのですが、私は今の高齢者の生活実態を見ると、この値上げは絶対抑えるべきであると考えております。年金の支給額の切り下げや介護保険料、ことしは大きく上がります。もうこれ以上はとて無理やというお年寄りの皆さんの声、私、地方議員として、こんな高齢者の皆さんの悲鳴をたくさん聞いております。こんな中で、あと6億円何とかならないのかということでもあります。準備基金や決算剰余金はあるもの全部を投入します。しかし、県が設置する財政安定化基金よりの投入は、今ある分の半分だけということでもあります。今ある13億円、なぜ全部投入しないのか。そうすれば値上げを抑えられるということでもあります。連合の考え方は、2年後もこの制度が続くと予想されると。よって6億5,000万円分は2年後の改定時の保険料抑制の担保にしておきたいということでもあります。これは県の考えであると思うんですけどもね。

しかし、これもそもそもおかしな話やと私は思うんですね。国は25年3月でこの制度をやめようとして最終とりまとめで言うております。なぜ、そこからまだ2年後の26年、27年度分までの保険料値上げ分を今担保にしておかなければならないのか、私はわからんところですね。ただ、もし仮にそういうことになるならば、これは国が責任を持って対処すべき、私は問題やと思うんですよ。皆さん、各都道府県の連合はそれを求めていくべきやと私は思うんです。国の責任ですよ。

また、この財政安定化基金、先ほども申しましたように、毎年3億円ほどたまる仕組みになっています。今、全額取り崩しても、この基金本来の機能、これは十分私は果たせるものとする考えのものです。

私は、この来年度からの保険料値上げ、これを以上の点から見ても、どうしても今回は見送るべきであると、またその際の財源的根拠もあるということをお示しをいたしまして、簡単であります。反対討論といたしたいと思っております。

以上です。

○議長 そのほかの討論はないですか。よろしいか。

はい、29番、佃奈津代君。

○佃議員 この医療関係の予算というのは、各地方自治体でも非常に困難な推計をたどって、できるだけ、さあといったときには、その予算がないというようなことのないように予算取

りにはかなり多目の予算をとって、それが残ることによって、いろんな言われ方もしますが、それは残った場合にはそれだけの費用が要らなかったと、余分に計上したというので、いろんなことを踏まえながら、こういう医療関係というのは非常に予算立ては難しいと。ですから、今回のこの措置は私は妥当じゃないかということで、本題には賛成ということですので。

○議長 よろしいか。

そのほかの討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 これより、議案第3号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

はい、23番、原孝文君。

○原議員 私ばかりが質疑をして申しわけないんですけども、1点お聞きしたいと思えます。今回のこの条例の改定というのは、本年4月より嘱託職員を雇用すると。そのための費用弁償をするためのことやということで、嘱託職員を月額で雇うということやと思うんですけども、これ一つ、額が示されていないということはどういうことなんですかね。ちょっと説明を願いたいと思えます。

それと、この嘱託職員を雇わなければならない理由というのはどこにあるのか。私の個人的な見解ですけども、この連合の会計というのは大きな金額の会計なんですけれども、今の各市町村からの出向職員で十分賄えているのではないかなというふうに考えております。そこでまた嘱託職員を雇わなければならない理由、これはちょっと後の予算で聞いたらいいことなんですけれども、この際、条例の審議のときにちょっと伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えします。

まず、嘱託職員の月額はあるが、その額が示されていないのではないかとというご質問でございます。この部分につきましては、要項等で確定させていただいております。

それから、嘱託職員を雇う必要はあるのかというご質問でございますが、これにつきましては嘱託員を雇うのは専門職として、療養費の支給の適正化に向けての対応のために、そうした人を雇いたいということで、今回計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長 質問者、よろしいですか。

はい、原孝文君。

○原議員 要項に定められているということですけども、幾らなんですか。ちょっと伺っておきたいと思えます。後の予算にも出てきていると思うんですけども。

それと、その嘱託職員、専門職、医療費の内容を見きわめるということであろうかと思うんですけども、それは今の職員の中ではできないんですか。そういう専門家を雇ってやるということ、私はようわからんですけどもね。どうしてもそういう専門職が要るといふことなんですかね。そののところがちょっと伺いたいと思えます。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えします。

先ほど申しました要項に示されているというのは間違えました。これについては、要項で定めるようにしておるので、条例では額を確定していないということでございます。

それから、嘱託員がどうして必要なのかといいますと、そういう専門職が必要かというご質問ですが、これにつきましては、医療費、特に療養費の適正化に向けて、先日来というか、23年度から対応して、集中的に対応させていただいているわけですが、そうしてやっ
ていく上で医療費の抑制が図られるものと考えて、こうした形で嘱託員を雇うという形をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 今の回答でわかりましたか。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について」を議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中村慎司君。

〔広域連合長 中村慎司君 登壇〕

○広域連合長 議案第6号につきましては、後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について、地方自治法291条の7第1項の規定に基づき、第1次広域計画が本年度末で満了することから、第2次広域計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、小川隆生君。

○事務局長 それでは、議案第6号をご説明申し上げます。

37ページをお開き願います。

議案第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定については、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づくもので、広域計画の期間が平成23年度で満了となることから、改めまして広域連合及び関係市町村で行う事務、広域計画の期間及び改定について明記するものでございます。

以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第7号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第12、議案第8号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中村慎司君。

〔広域連合長 中村慎司君 登壇〕

○広域連合長 ただいま上程されました議案第7号、議案第8号につきましては、平成24年度当初予算関係でございます。

24年度の予算規模は、一般会計では10億4,832万1,000円、特別会計では1,304億4,520万2,000円、総計1,314億9,352万3,000円でございます。前年度当初予算に対する増減率につきましては、一般会計では5.1%の増、特別会計では4.7%の増、全体では4.7%の増となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、小川隆生君。

○事務局長 それでは、議案第7号、議案第8号を一括してご説明申し上げます。

41ページをお開き願います。

平成24年度当初予算関係でございます。

議案第7号は平成24年度一般会計予算で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,832万1,000円と定めるとともに、一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、42・43ページの「第1表歳入歳出予算」に、款・項ごとに計上してございますが、「歳入・歳出事項別明細書」によりご説明いたします。

44ページをお開き願います。

まず、予算の概略でございます。

「歳入・歳出事項別明細書」1総括、歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、額にして5,062万2,000円、率にして5.1%の増となっております。この主な要因は、保険料軽減策等の実施に伴う財源補填として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れる第5款繰入金の増によるものでございます。

45ページをお開き願います。

歳出でございます。

ただいま歳入でご説明させていただきました基金からの繰り入れを受け、特別会計へ繰り出す第5款諸支出金におきまして、5,625万9,000円の増となっております。

続きまして、予算内容の詳細につきまして、目ごとにご説明いたします。

46ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億4,340万円は、広域連合事務局・派遣職員の人件費及び一般事務経費等を各市町村にご負担いただくものでございます。前年度と比較いたしますと、490万円、3.5%の増となっております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金565万2,000円、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金565万2,000円は、それぞれ保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国及び県におきまして負担するものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金132万7,000円は、後期高齢

者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る預金利子でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金8億9,172万7,000円は、保険料軽減策等の実施に伴う財源補填として、同基金から繰り入れるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円、第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子1,000円は、ともに費目とりでございます。

第2項雑入、第1目雑入56万1,000円は、派遣職員の家賃自己負担分、臨時職員に係る雇用保険料自己負担分等でございます。

48ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費237万4,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億4,060万9,000円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。

なお、特別職及び一般職員の給与費明細書につきましては、56ページから58ページまでをご参照願います。

51ページをお願いします。

主なものは、事務局事務所の借り上げ等に係る14節使用料及び賃借料1,259万7,000円及び派遣職員の給与等に係る19節負担金補助及び交付金1億738万4,000円でございます。

52ページをお開き願います。

第2目公平委員会費10万8,000円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費7万円は、選挙管理事務に要する諸経費、第2目広域連合長選挙費2万5,000円は、任期満了等に伴う広域連合長選挙に要する諸経費、第3目広域連合議会議員選挙費1万円は、任期満了等に伴う広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。

54ページをお開き願います。

第3項監査委員費、第1目監査委員費16万7,000円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費1,263万1,000円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る利子の積み立て及び国、県から交付を受けた保険

料不均一賦課に係る補填財源を特別会計へ繰り出すものでございます。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は費目とりで、一時借入金借り入れに伴う利子分でございます。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金8億9,172万7,000円は、保険料軽減策等の実施に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出すものでございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費は50万円を計上しております。

59ページをお願いします。

議案第8号、平成24年度特別会計予算でございます。

歳入歳出の総額をそれぞれ1,304億4,520万2,000円と定めるとともに、一時借入金の借入額の最高額を100億円と定めるものでございます。

また、第3条で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上されている予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。

予算の内容につきましては、60ページから63ページに「第1表歳入歳出予算」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入・歳出事項別明細書」によりご説明いたします。

64ページをお開き願います。

まず、予算の概略でございます。

「歳入・歳出予算事項別明細書1総括」、歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、額にして58億8,021万3,000円、率にして4.7%の増となっております。この主な要因は、保険給付費の伸びに伴い主要財源となる保険料改定に伴う保険料等負担金、国、県、市町村からの療養給付費負担金、普通調整交付金及び支払基金交付金が増となったことによるものでございます。

65ページをお願いします。

歳出でございます。

保険給付費が、額にいたしまして56億4,789万5,000円、率にいたしまして4.6%の増となっております。

続きまして、予算の内容の詳細につきましては、目ごとにご説明いたします。

66ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金211億1,305万1,000円は、一般事務経費の負担分、事務費分賦金として6億6,159万3,000円のほか、保険給付費の財源といたしまして、市町村が年度内に徴収する保険料相当分の現年度分72億1,258万1,000円、過年度分2億9,417万円、合計75億675万1,000円を保険料等負担金として、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の1の法定負担分103億7,883万7,000円を療養給付費負担金として、所得の低い方の均等割保険料額を7割、5割、2割に軽減することに伴う財源補填分25億6,587万円を保険基盤安定制度負担金として、それぞれ市町村に負担していただくものでございます。前年度と比較いたしますと、10億4,918万円、5.2%の増となっております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金311億3,651万1,000円は、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の3を、第2目高額医療費負担金3億9,319万2,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の4分の1を、それぞれ国が法定負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目保健事業費国庫補助金1,309万円は、健康診査実施に伴う支援として交付を受けるものでございます。

第2目特別高額医療費共同事業費補助金1,670万1,000円は、特別に高額な医療に係る保険給付費を賄うため、特別高額医療費共同事業として、拠出額と交付額の差額補填の交付を受けるものでございます。

第3目調整交付金118億7,515万8,000円は、後期高齢者広域連合間における被保険者の所得格差による保険財政の不均衡是正を図るとともに、保健事業の充実を図るため、交付を受けるものでございます。

第4目保険者機能強化事業費補助金98万1,000円は、後発医薬品の普及・使用促進として、交付を受けるものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金103億7,883万7,000円は、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の1を、第2目高額医療費負担金3億9,319万2,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の4分の1をそれぞれ県が法定負担するものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金530億514万8,000円は、国保及び被用者保険の保険者からの保険給付費に係る支援金でございます。

68ページをお開き願います。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金

3,340万1,000円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同して負担し、広域連合の財政負担の軽減を図るために交付されるものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金180万6,000円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に係る利子でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金1,130万4,000円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、第2目その他一般会計繰入金8億9,172万7,000円は、保険料軽減策等の実施に伴う財源補填として、第3目基金繰入金10億917万2,000円は、保険財政収支の余剰分を積み立てている後期高齢者医療給付費準備基金から保険料不足分としてそれぞれ繰り入れるものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金1,000円、第2項預金利子、第1目預金利子1,000円は、それぞれ費目とりでございます。

第3項雑入、第1目返納金及び第2目雑入は、ともに費目とりでございます。

第3目第三者納付金1億7,192万6,000円は、交通事故等により要した医療費の保険給付部分について、過失割合に応じ、加害者から納付していただくものでございます。

70ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費6億6,393万円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。

主なものは、医療費通知の送付や市町村と広域連合の電算システムを結ぶ専用回線の使用料などに要する12節役務費6,362万7,000円、保険給付に係るレセプト点検委託料、レセプトの電子データの保管を行う画像処理業務委託料、各種の業務を国保連合会に委託するその他代行業務委託料、電算処理システムを新システムに移行する電算処理システム移行等業務委託料など、13節委託料4億3,734万7,000円、新電算処理システムを含めた標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料として、14節使用料及び賃借料1億5,800万3,000円が主なものでございます。

なお、平成24年度は電算システム機器の更改年度となっており、その必要経費の増により、前年度と比較いたしますと2億524万9,000円、44.7%の増となっております。

72ページをお開き願います。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費29万9,000円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,251億1,264万4,000円は、入院・入院外、歯科、食事療養費、薬剤、訪問看護等に係る保険給付で、第2目療養費23億5,430万3,000円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージ等に係る保険給付で、第3目審査支払手数料3億2,749万7,000円は、国保連合会へのレセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費12億2,547万5,000円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目高額介護合算療養費1億2,439万7,000円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費2億8,410万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行うものでございます。

第3款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金、第1目財政安定化基金拠出金1億1,844万5,000円は、後期高齢者医療制度の財政の安定や保険料改定時の負担増の抑制を図るため、和歌山県に設置されている同基金への拠出金でございます。

74ページをお開き願います。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金3,340万2,000円は、歳入のところでご説明いたしました再保険としての特別高額医療費共同事業として拠出するものでございます。また、その事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万7,000円を拠出することにしてございます。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1億6,194万6,000円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。

主なものは、健康診査実施医療機関への健診、国保連合会への受診者データの管理を委託する13節委託料1億2,945万8,000円及び人間ドック等の受診時費用の支援を実施する20市町村への補助事業として、19節負担金補助及び交付金3,222万6,000円でございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金180万6,000円は、同基金の原資運用に係る利子を積み立てるものでございます。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子685万5,000円は、一時借入金借り入れに伴う利

子でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金1,000万円は、保険料の過誤納に伴う払戻金として市町村に交付するものでございます。

第2目償還金1,000円は費目とりで、第3目還付加算金1万5,000円は実績によるものでございます。

76ページをお開き願います。

第9款、第1項、第1目予備費につきましては、前年度と同様2,000万円を計上してございます。

以上で、平成24年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第11、議案第7号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

8番、福田譲君。

○福田議員 暫時休憩願います。

○議長 この際、しばらく休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時54分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

先ほどの提案理由説明で、以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第11、議案第7号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

原孝文君。

○原議員 先ほどの条例の件の続きなんですけれども、嘱託員ということで予算の計上をされております。よくわからないんですけれども、説明によると、医療費抑制のために嘱託の専門職を雇うんだということでありまして。この仕事内容は、どういうことなのかということですね。嘱託職員というんですか、どういう専門家かわからないんですけれども、その人を雇うことによって医療費がどう抑制されるのかというところが肝心なことやと思うんですけれども、そこの理由をお聞かせ願いたいと思います。

また、この嘱託で雇用される方というのは、まさか天下りではないでしょうかという懸念もあるんです。この件については、いろんな国においても、国民の一つの関心事でもありますし、あってはならないことだと私は思っています。そういうことからいっても、以上、2点について伺いたいと思います。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員の質問にお答えいたします。

先ほど言った医療費の抑制はどういうことが関係するののかということでございます。今回の嘱託職員の雇用につきましては、主に今まで手作業で行っていた作業を画像処理で行うことになっておるわけなんですけれども、その点を含めてですけれども、その部分については委託して頼むんですけれども、それ以外の審査をする部分につきましては、療養費の部分を今国保連合会のほうに委託しておりますが、それを嘱託員で対応していきたいということで、今回計上させていただきました。このことにより、より細かな審査をしていただくことによって、医療費の抑制につながると考えております。

以上でございます。

○議長 もう一点の回答は。天下り……。

○事務局長 すみません。もう一点、天下りではないかというご質問でございますが、そういうことは決してすることはございません。

○議長 はい、原孝文君。

○原議員 まだよくわからないんです。これまで委託をしていた人が自前でそういう方を雇ってやるということで、医療費の抑制にどうつながるのかということなんです。委託料が落ちてくると思っているんですけれども、その差額がどんなものであるか。それとまた、その効果的なものがどういう格好で出てくるのか、私はよう予測ができないわけなんです。だから、そこらをもうちょっと、こういうところで医療費の抑制に役立つんだというところを説明いただかんと、よくわからないと思うんです。

○議長 2つ目の質問のほうは、もうよろしいですね、天下りの分は。はい。

事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの回答ではどういう形により抑制になるかわからないというご質問でございます。今まで国保連合会のほうで審査をしていただいたのは、日数で申しますと1週間程度になっておったわけでございますが、その審査を1カ月遅らせて、私どものほうで審査をすること

により、よりきめ細かな審査ができることによって抑制が図られるということで、今回雇用させていただくという形で考えております。

以上でございます。

すみません。委託料の額はということでございますか。

○原議員 委託料が落ちてくるわけでしょう。委託していた分を嘱託員に回すわけですから。だから、その分の財政的な差額というのはどんだけですかと。雇うことによるプラスと、委託を削ることによるマイナス、そこに差額があると思うんですけども。

○事務局長 すみません。それに対して答えさせていただきます。

数字的なものは、国保連合会への審査の委託は、療養費、療養給付費、両方を合わせた委託になっておりますので、その中での部分的なものになりますので、額的には出すことはできないんですけども、嘱託員については月額18万の216万を予定しております。

以上でございます。

○議長 由良祥治君。

○由良議員 今のご質問に対しての関連なんですけれども、委託料、レセプト点検委託料、画像処理業務委託料、そしてまた審査支払手数料、この辺の部分が減るのかなとは思ってんですけども、先ほどお答えの中に専門職とありましたけれども、何か有資格者なんですか。単なるレセプトの精査をするということだけなんですか。その辺をちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 15番、由良議員のご質問にお答えします。

有資格者を嘱託員として雇うことにしております。

○由良議員 すみません。有資格者というのはどういう資格なんですか。僕の場合は、お医者さん以外はこういうような事務医療の専門職ですか、そういう免許を持っていた方ということになるのかなとは思っています。その有資格というのは、どういう資格かちょっとお教え願いたいんですけども。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 15番、由良議員のご質問にお答えします。

医療事務を専門にしている方を雇用するということでございます。

以上でございます。

○議長 11番、小椋孝一君。

○小椋議員 1点だけ、要望になるのか、ちょっとそこらはあれなんですけれども、嘱託医を派遣して、レセプトを徹底的にやりたいというご意向でございますので、一言要望になるかと思うんですけれども、言わせていただきますと、最近、75歳以上の方々、高齢になってお医者さんへ行かれて、私もいろいろ聞くわけなんですけれども、そのときに高齢の方がお医者さんからお薬をいただくということになって、そのときにこの薬も出しましょう、この薬も出しましょうと、それにつけて湿布も出しましょうと、こういう異常なお医者さんから薬を出して、袋にいっぱいかたげて帰って、家へ帰れば別に使わないものもあるという。それはもう破棄したり、はたまた湿布薬とかそういうものは、何かマスコミのテレビの報道でも見たんですけれども、インターネットに流してそれを売買していると、こういうようなことも聞いております。嘱託医を専門職として雇うのであれば、お医者さんの、その人が確かにこういう病気だから、こういう薬を出す。異常な薬を出すということの、お医者さんによっては精いっぱいやられて、この方やったらこういう薬を出していたり、この薬を出したりして、飲んでちょうだいよというような非常に良心的にやられているお医者さんも大半だと思うんですけれども、聞くところによると、そういうような形で非常にたくさんお薬を処方して、持って帰っておられて、家に帰ったら薬はそのままというようなことをよく聞きますので、専門医師を嘱託するのであれば、そこらも十分精査するように、ひとつ要望としてこの場で言っておきたいと思っておりますので、そこら今後どういう対応をされるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思っております。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 11番、小椋議員の要望にお答えいたします。

療養費の関係なので、薬のほうはどうかとは思いますが、そういう面も含めてやっ
ていけるように努めてまいりたいと考えております。どうもありがとうございます。

○議長 今、ほかの質問も出ていますけれども、先ほどの原孝文議員の質問はこれでよろしいですか。ちょっと途中で中断したような形になってはいますが、よろしいですか。

そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 賛成多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第8号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

29番、佃奈津代君。

○佃議員 70ページ、71ページの委託料、先ほどの質問がこの特別会計のほうの委託料のほうへ回ってくるかと思うんですけれども、先ほど聞いておりますと、医療事務専門ということで、手作業で画像処理するようなもの、それ以外の国保連合会への委託を減らすために専門の方を雇いたいということなんですけれども、先ほどの説明のときには、71ページのその他代行業務委託料、国保連合などへも委託をするという、この中の一部分というんですか、そういうものを専門家を雇用してやっていきたいということだろうと思うんですけれども、去年のこの予算書をちょっと覚えていないんですけれども、今回、1人を雇用することによって、恐らくその他業務委託料という方面の金額との差が出てくると思うんですけれども、余り変化ないのか、1人分の雇用分がちょっと減ったのか、その辺、覚えてあれば。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 29番、佃議員のご質問にお答えいたします。

この予算書の71ページのその他代行業務委託料の1億4,878万8,000円の中に含まれているものでございますが、前年度は1億4,683万4,000円と低かったのでございますけれども、これは医療費の伸び等によって、件数がふえてきたらその分について対応していかなければならないのでふえてくるということでございますので、この中に含まれているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 そのほかにありませんか。

原孝文君。

○原議員 先ほどの条例の保険料の算出をするときに聞いたらよかったですけれども、ここでもちょっと出ていますので、関連して聞きたいと思っております。

先ほど、全員協議会の中でいただいた資料の中に、保険料の算出に係る基礎数値というこ

とで出されております。2つ出されているんです。被保険者数の推移、平成24年度平均、平成25年度平均ということで各年度の平均人数、予想人数が予想されております。それと、その下に収支見込みということで、これは24、25年度合わせての推計ということになっているんですけども、予算書で積み上げればわかるんですけども、各単年度、24年、25年度はこの収支の費用のほう、支のほうです、そこをちょっと単年度ごとに明らかにしていただきたいと思います。

それから2点目として、今回も基金の繰入金ということで、準備基金から繰り入れをしています。前年度より10億ほど減っているわけなんですけれども、この基金の23年度末の状況、保険料抑制のために全額24年度に繰り入れるということでしたので、ここらの基金の23年度末の、まだ終わっていませんけれども、状況を伺いたいと思います。

それと、先ほどからの前の議案とも関連しての話ですけども、例の嘱託員の問題ですけども、これはいろいろ聞いてみますと、委託料は落としてないということですね。ずっと見てみますと、額的に減ってないと思うんですけども、そういう今までの国保連合会への委託とは別に、自前で新しくそういうレセプト専門の方を雇うということかなと思うんですけども、そこらもう一回ちょっと答弁願いたいと思うんです。

○議長 小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えいたします。

先ほど提出していただきました差額についてのお話でございますけれど、ちょっと聞き取れなかったんですけど、どういう内容やったのかももう一度すいませんが後でお願いしたいと思います。

それと、基金の23年度末残高についてでございますけれど、これについては、今のところと申しますか、22年度末の現在高ですか、については、これはまだ基金を取り崩してなかった部分なんで、22年末ですけど、25億ぐらいございました、それから今回10億程度の取り崩しになるかと思うんですけども、これは先ほど保険料のほうに約18億ほど投入すると言いましたけれども、この部分についてはこの10億から引いた15億ぐらいが残で残ってくるわけですけども、今回、もう少し雑入と申しますか、余剰金として出てくる可能性があるので18億とさせていただいておる次第でございます。だから、3億程度が出てくるという可能性があるということで、18億の余剰金を今回余剰金として使わせていただくという予定にしております。

それから、先ほどのその他代行業務委託料についてでございますけれども、その他代行業務

委託料というのは、1件当たりの件数で計算して出させていただきますので、その件数については前年度と比較いたしますとふえてきておりますので、その分は先ほど言った嘱託員の増による減があったとしても、結果的には増となってきたということをご説明させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長 原議員、さっきのことをもう一度詳しく言ってあげてくれますか。

○原議員 はい。ここに全協でいただいた資料があるんですけども、この中に保険料算出に係る基礎数値ということで、被保険者数の推計というのが、これはもう24年度、25年度ということで平均で出されております。しかし、この算出に係る基礎数値の一番重要な問題は、給付費の総額なんですね。それと、それを被保険者で割った一人当たりの給付費、ここらが大事な点になってくるんですけども、これは24、25年度ということで、渡された資料には2年度にわたって書かれているので、24年度、25年度、各単年度ではどういう数値になっていますかとお聞きさせていただいたんです。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えいたします。

先ほど全員協議会でお知らせいたしました資料2のほうの部分でございますけれども、その費用額の医療給付費等総額という医療費の額の総額なんですけれども、これは保険料を算定する際には2年度分を合計しておりますので、これを2で割った数字で計算させていただく形になるかと思えます。

それで、伸び的なお話をされているようでございますけれども、この部分については2年で計算するために、伸びという形のものを出させていただいているということなので、その点ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 原孝文君。

○原議員 ただ、私、今この質問をさせていただいたのは、前回の21年度の時点で、22年度、23年度の医療費改定の際の資料では、各年度別々だったんですね。22年度は何ぼ、23年度は何ぼと。それを要するに被保険者数、被保険者数も推計していますので、それでやっていたんですけども、今回はそうはなっていないのはなぜですかとお聞きさせてもらったんです。医療費の伸びというの、大体推計をするわけでしょう。何か2年分まとめてという、それを足して2で割るというのは、ようわからん計算方法やと思うんですけども、いかが

ですか。

○議長 事務局長、小川隆生君。

○事務局長 23番、原議員のご質問にお答えいたします。

医療費の額につきましては……。すみません。議案書の72ページでございますが、見ていただきたいと思います。このうちの本年度の医療費につきましては、療養給付費の部分で、これは保険給付の部分になるんですけれども、この数字が歳出の24、25年度の合計額の一部に入ってくるかと思いますが、1,251億1,264万4,000円が24年度の医療費等の額だと考えていただきたいと思います。すみません。それに、あと高額療養費と高額介護合算療養費ですか、この部分も足していただかなければいけないかと思いますが、その額が平成24年度の医療費と考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 次の質問はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題とします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

原孝文君。

○原議員 こちらでよろしいですか。

○議長 はい、結構です。

○原議員 皆さん方のもとへ請願文書表が配られていると思いますので、まず私のほうから先に請願を読み上げてみたいと思います。

請願受理番号は1号であります。

受理年月日、平成24年2月13日。

件名は、後期高齢者医療制度に関する請願。

請願者の住所氏名、和歌山市湊通丁南1丁目1-3名城ビル2階、和歌山県社会保障推進協議会、代表幹事、龍神弘幸ほか4名。

請願の趣旨、別紙のとおり。

紹介議員は私であります。

1枚めくっていただいて、請願趣旨と請願理由が書かれております。

請願趣旨であります。一つ、後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、もとの制度に戻すよう政府に意見書を提出してください。

請願理由。私たちは後期高齢者医療制度について、制度発足当初から、命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであると批判し、制度の廃止を求めて運動してきました。この制度の廃止を公約して政権についた民主党は、制度の廃止を先送りしたばかりか、新しい制度案でも高齢者差別の仕組みをそのまま継続し、しかも所得（年金）の少ない人の保険料を軽減しているものを段階的に廃止して、保険料負担をふやすことや、病院にかかった際の窓口での負担金を70歳から74歳は1割から2割にふやすなどの負担増を打ち出して、高齢者の不安を一層あおる結果になっています。

また、新しい制度案は、問題の多い国民健康保険の広域化と同時に進められようとしています。年齢で線引きし、医療にかかることが罪悪であるような気持ちを高齢者に抱かせ、長寿を祝う日本社会の文化をも否定する後期高齢者医療制度は本当に罪深い制度だと言わざるを得ません。今も毎日、75歳の誕生日を迎える人がいます。制度が続けば続くほど、悲しい思いをする高齢者をふやすだけです。新制度への移行ではなく、後期高齢者医療制度は今すぐ廃止すべきです。

制度発足以来、多くの高齢者が不服審査請求を提出し、陳情を重ねてきたところです。来年度は、当制度の保険料が値上げ改定されようとしています。また、年金支給額の切り下げや介護保険料の大幅引き上げが予想され、暮らし向きはますます厳しくなります。貴職が高齢者の暮らしと心情に寄り添い、取り計られるよう請願します。

以上。

ということであります。

次に、私のほうから簡単に提案理由の説明であります。議長、よろしいでしょうか。

○議長 許可します。

○原議員 説明をしたいと思います。本請願については、請願者より各議員諸氏のもとに参考資料が送付されているようですので、簡単にいたします。

請願の理由は、文書に書かれているとおりであります。

また、趣旨は、直ちにこの制度を廃止して、もとの制度、被用者保険、国保、老健、これらに戻せという意見書を、国、関係機関へ上げてほしいというものであります。

私は、この案件について2つのことを皆さんに申し述べたいと思います。

一つは、公約の問題であります。選挙時の公約を平気で棚上げするような党は公党ではありません。私も公党に所属しておりますが、恥ずべきことであると考えております。

もう一つは、政府がやろうとしている新制度についてであります。高齢者を差別する今の制度をまた一步拡大するといった内容で、世界的にも恥ずべき制度のさらなる拡大ということで大問題であります。また、本来あるべき国の負担を減らして、その分を高齢者や区市町村等の地方自治体へ押しつけようとの計画であります。高齢者や自治体の喜べる制度では全くないということでもあります。

2008年、当時の民主党の菅直人代表は、こう語っておりました。後期高齢者医療制度は、長生きされて75歳になった方に社会のお荷物というようなレッテルを張る制度である。断固として廃止させなければならない。私は、この言葉にうそがないなら、今すぐ行動することこそ、国民の命と暮らし、地方自治の精神を守る我が国政府のとるべき姿と考えます。

以上、本請願についてはよろしくご審議の上、議員諸氏のご賛同を賜りますことをお願いして、簡単であります。提案理由の説明にいたします。ありがとうございました。

○議長 以上で、紹介議員の趣旨説明並びに提案理由説明が終わりました。

この際、ただいま趣旨説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

25番、奥田誠君。

○奥田議員 今、説明がありましたが、私の勉強不足かも知れませんが、和歌山県社会保障推進協議会さんのほうの主な活動内容とかはどのようなことであるのか。インターネットでちょっと調べたら、中央社会保障推進協議会というのがあって、その中にも和歌山県の推進協議会がある中で、この間も介護保険の値上げをどうするのかという形で、請願とか要望を県のほうへもやっていたというような形も聞いているし、その活動内容を1点聞きたいのと、2点目には、この請願の中の意見書の中に、70歳から74歳の1割から2割ふやすなどの負担を打ち出してという文言があるんですけども、この間、国保のほうの新聞を見ますと、第4次補正予算が成立ということで、その中では今の現行の70から74歳の1割負担の割合の据

え置きが5年間継続されるとなっております。その点はいかがなものかと。

それと、先ほどの全員協議会の資料の中で、24年度のこの国会の中で廃止をするという形で法案を提出するというので、その間、十分な期間を、約2年間という形の分をとって迅速に実行されるべきであるということでありますが、今すぐ廃止をした場合と、2年間据え置いた場合とのメリットはどういうところがあるのか、ちょっとお聞かせをお願いします。

○議長 原孝文君。

○原議員 十分なお答えになるかどうかわかりませんが、まず第1点目の請願者の団体の和歌山県社会保障推進協議会ということで、私も具体的に会の趣旨まで、趣旨というか活動内容を把握しているわけじゃないんですけども、聞くところによると、国民の皆さんの医療やまた福祉、それらにかかわって、今、国のほうでは医療や、そういった福祉の面がどんどん切り下げが続いているもとの、皆さん、国民の暮らしを守ろうということで、負担がふえないように頑張ろうということいろいろ運動している団体だと、このように聞いております。このぐらいでよろしいでしょうか。

それから、2点目のいろんな軽減制度の継続の問題と、今すぐ廃止するという問題の関連ではありますが、これは国のほうは二枚舌というか、私はそのように感じているんですね。一つは、民主党が政権を取った場合には、すぐ廃止するということが今に延ばしてきて、これから先もまだどうなるかわからないという状況の中で、彼らが苦肉の策として打ち出してきたのが、この軽減策の継続やと私は考えております。だから、次の問題とも関連するわけですけども、もとの制度に戻す、つまり被用者保険とか国保とか老健とか、そこらの制度に戻すということになれば、そういうことも当然もとの制度の適用を受けるということになるわけですから、今の継続制度も消えるだろうなど、私はこう予測をしているわけでありまして。

それと3つ目でありましてけれども、何の得があるんだということでありましてけれども、私はもともと被用者保険なり国保なりに不備はなかったと思うんですよ。この制度をつくったのは、国がお年寄りに、要するに端的に言えば、あなた方、医療にお金を使い過ぎですよ、もっと削りなさいということ制度づけるためにつくった制度でしょう。だから、もとの被用者保険なり国保なり老健なり、ここらに一個も矛盾がなかったんです。だから、私は即座に返っても、もとの制度の適用をすれば、それで済むんじゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長 暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時36分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、請願第1号を採決します。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について、終始熱心なご審議を賜り、おかげをもちましてすべて議了し、無事閉会を宣言する運びとなりました。これもひとえに議員各位のご協力の賜と衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝で議会活動、議員活動に精励されますようご祈念申し上げて、簡単粗辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長、中村慎司君。

[広域連合長 中村慎司君 登壇]

○広域連合長 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心にご審議をいただき、提出いたしました諸議案につきましてはいずれもご賛同をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

現在のところ、後期高齢者医療制度の今後の状況につきましては、まだまだ不透明なところもございますが、国の動向を見きわめながら、本日ご賛同いただきました諸議案を今後の後期高齢者医療制度運営に反映するとともに、構成市町村との連携を深めながら取り組んでまいり所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様にはますますご多忙の日々のご拝察いたします。健康に十分ご留意され、ますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げて、閉会のごあいさつといたします。

ご苦労さんでございました。

○議長 これにて、平成24年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時39分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 平 井 俊 哉

署 名 議 員 森 本 健 之

署 名 議 員 奥 田 誠